

## 菫崎市第8次総合計画策定業務委託 仕様書

### 1 委託業務名

菫崎市総合計画策定業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、「菫崎市第7次総合計画」の計画期間が令和8年度をもって終了することに伴い、令和9年度から令和16年度を計画期間とした新たな総合計画を策定することを目的とする。

また、令和6年度から令和9年度を計画期間とした「菫崎市デジタル田園都市構想総合戦略」の終期を1年早め、第8次総合計画に含有し、両計画を一体的に策定するものとする。

### 3 契約期間

この委託契約の期間は、契約の日から令和9年3月31日までとする。

### 4 委託業務の内容

委託業務の内容は、以下のとおりとし、概ねのスケジュールは別紙のとおりとする。

なお、企画提案書においては、本仕様書の趣旨に沿った業務目的を達成するための提案をすること。

そのため、本仕様書で示す業務内容に対する代替案や、その他有効と思われる提案を積極的に行うことは差し支えない。

#### (1) 本市における現状の整理及び課題並びに将来のビジョン

- ① 本市を取り巻く社会経済情勢、人口、財政、産業、都市計画等の調査分析
- ② 現計画の実績評価及び次期計画で対応すべき課題の整理
- ③ 上記①及び②を踏まえた本市将来ビジョン及び将来ビジョン達成に必要な事項
- ④ 提案に基づく実施スケジュール

#### (2) 住民等意向調査

##### ① 住民等アンケート調査の実施

- ㉞ 市民意向アンケート 1回  
市で抽出した1,000名に市の進むべき方向性等の意向を聴く
- ㉟ 子育て世代アンケート 1回  
市開催の子育てフェスの場で参加者に直接依頼
- ㊱ 市内在住女性アンケート 1回  
市で抽出した1,000名
- ㊲ 中高生アンケート 1回  
市内中学校2校、高校2校 約2,000人
- ㊳ 企業アンケート 1回  
市で選定した事業者20社 程度
- ㊴ 市外在住就業者アンケート 1回  
市で選定した事業者20社 程度

※ 受託者は、上記に関して、調査仕様・調査票の提案、調査票の印刷、配布・回収（郵送費の負担を含む）及び集計・分析を行う。

※ 標本抽出は市で実施する。

② ワークショップ等の運営支援

㊦ 懇話会の運営支援

- ・ 中高生懇話会 1回
- ・ 20代若者懇話会 1回
- ・ 女性懇話会 1回

㊧ ワークショップの運営支援

- ・ 市民の具体的な意見を把握するために開催するワークショップの資料を作成するとともにファシリテーター等として参画 令和7年度1回程度、令和8年度2回程度を想定

(3) 会議等の運営支援

各種検討会議の資料作成及び運営支援、議事録作成

- ① 策定本部会議（令和7年度2回、令和8年度2回）
- ② 総合計画審議会（令和7年度2回、令和8年度2回）

(4) 計画骨子案・素案の作成

総合計画と総合戦略を一体化した計画とすること。

(5) 計画素案のパブリックコメント実施支援

パブリックコメントの実施にあたり、概要書の作成、意見のとりまとめ。

(6) その他

計画の策定に係る本市からの問い合わせ等に対し、提案や助言を行うこと。

## 5 成果品

- (1) 基本構想・基本計画 冊子：300部
- (2) 基本構想・基本計画 概要版：12,000部
- (3) 基本構想・基本計画 概要版（子ども向け）：3,000部
- (4) 関連データ 一式

## 6 業務の再委託

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により本市の承認を得るものとする。

## 7 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終

了後においても同様とする。

- (3) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属する。
- (4) 業務完了後に受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書の内容は、次期計画に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案又は葦崎市総合計画策定審議会若しくは策定推進本部等の結果により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

